

蓮田市「週休2日制モデル工事」に関するQ&A

【総論】

Q1：なぜ、完全週休2日制モデル工事を施行するのか？

A1：建設業界では、就業者の高齢化や若年層の早期離職など、将来の担い手の確保・育成が大きな課題となっており、就業者の処遇改善や休日の確保等、働き方改革を進めることが求められています。

特に、週休2日の実現は、建設業界が魅力的な職場となり、若年者をはじめとする担い手の確保につなげるためにも必要不可欠であり、将来にわたる週休2日の定着に向けて、市では、埼玉県に合わせて令和7年4月1日から「週休2日制モデル工事」を施行しました。

令和7年10月1日からは、埼玉県が国の制度に合わせて「完全週休2日制モデル」を施行したため、市でも実施するものです。

Q2：週休2日制モデル工事は、全ての工事を対象としているのか？

A2：週休2日制モデル工事は、原則全ての工事を対象とします。ただし、次の事由に該当する場合は対象外とします。

<対象外事由>

- ・緊急を要する工事（災害復旧工事・応急工事等）
- ・実際の工事期間が、土木工事は1週間未満（営繕工事は1か月未満）の工事
- ・その他週休2日の実施が困難な工事

また、発注方式は「現場閉所型」を原則としますが、次のような現場閉所が困難な場合は「交替制」とします。

<現場閉所が困難な工事の例>

- ・交通規制、出水期、完成時期等の制約がある工事
- ・連続施工せざるを得ない工事（シールド・ニューマチックケーソン工事等）
- ・単価契約方式による工事
- ・不調不落になる可能性の高い工事など

Q3： 年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間は対象期間に含まないとあるが、会社の就業規則等により、上記の期間以上に休暇を取った場合の扱いはどうなるのか？

A3： 上記の期間以上の休暇を取った日数分については対象期間に含み、現場閉所日（休日）として扱います。

Q4： 午前または午後のみ休工とした場合、0.5日現場閉所（休日）として扱うのか？また、月曜日午後及び火曜日午前等、連続した半日単位で現場閉所（休日）を計画した場合、合わせて1日現場閉所（休日）として扱われるか？

A4： 原則、1日単位で実施の可否を確認するものであり、0.5日現場閉所（休日）としては扱いません。

月曜日午後から火曜日午前の連続した現場閉所（休日）については、一般的に両日とも出勤日として扱うと考えるため現場閉所日（休日）として扱いません。

Q5： 夜間作業における現場閉所（休日）の取扱いはどのようになるのか？仮に、金曜日22時から土曜日6時まで施工し、次に日曜日22時から月曜日6時まで施工した場合、1日現場閉所として扱われるか？

A5： 金曜日22時から土曜日6時の施工は、一般的に金曜日（夜間）出勤であり、土曜日出勤とは考えません。日曜日22時から月曜日6時についても同様に日曜日（夜間）出勤となります。

その間に挟まれた土曜日については24時間以上休工を確保しており、現場閉所（休日）として取り扱います。

Q6： 計画行程上の週休2日を雨天等による現場閉所（休日）に振り替えても良いか？

A6： 現場閉所日（休日）の変更については、工程表等を修正し受発注者間で工程を共有することで、その都度変更が可能です。

Q7： 現場に集合した後、悪天候で急遽、現場閉所（休日）としたが取り扱いは？

A7： 降雨、降雪等による予定外の現場閉所（休日）についても、現場閉所（休日）日数に含めるものとします。

Q8： 現場閉所（休日）予定日に現場で自然災害が発生し、緊急対応を行った場合の取扱いは。

A8： 豪雨や地震等の突発的な自然災害の対応に要した期間については、週休2日の対象期間から除外します。

Q9： 週休2日の確保を理由に、工期延期は認められますか？

A9： 単に週休2日の確保のみを理由とした工期延期は認められません。ただし、以下に示す受注者の責によらない場合は、必要に応じて受発注者間で協議の上、適切に工期の変更契約を行ってください。

- ①受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ②著しい悪天候や気象状況により、作業不稼働日が設計と著しく乖離し、かつ作業を休止せざるを得なかった場合
- ③工事中止や工事一部中止により、全体工程に影響が生じた場合
- ④資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤その他特別な事情により、全体工程に影響が生じた場合

Q10： 現場事務所を設置しない工事でも週休2日制モデル工事の対象となるか？

A10： 現場事務所の設置の有無は関係ありません。

Q11： 社内就業規則が週休2日になっていない場合はどうすればよいか？

A11： 社内就業規則に関わらず、現場閉所率又は休日率が28.5%（2日／7日もしくは8日／28日）以上の場合は週休2日達成となります。

Q12： 対象期間中、モデル工事であることをPRするとあるが、具体的にはどのような方法があるか？

A12： 現場およびインターネットにおける啓示を想定しております。
なお、インターネットにおける掲示が困難な受注者につきましては、現場での掲示のみでも構いません。

(現場掲示例)

週休2日制モデル工事（現場閉所型）

この工事は、建設産業の就労環境の改善に取り組むため、原則○曜日、○曜日及び祝日を休工日とする工事です。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

発注者 蓮田市

受注者 ○○建設株式会社

週休2日制モデル工事（交替制）

この工事は、建設産業の就労環境の改善に取り組むため、技術者及び技能労働者が交代しながら週休2日相当の休日確保する工事です。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

発注者 蓮田市

受注者 ○○建設株式会社

*縦1.0m以上、横1.0m以上

*素材は任意

*工事現場で工事関係者及び公衆の見やすい場所に適宜設置すること

Q13： 公共工事設計労務単価（51職種）以外の労務単価も補正対象となるか？（例えば、工事で測量や設計を行った場合の業務委託料など）

A13： 補正対象は公共工事設計労務単価（51職種）および電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工であり、それ以外の労務単価は補正対象となりません。

測量業者等は上記対象職種外のため、補正対象となりません。

Q14： 見積単価は補正係数による補正の対象にならないのか？

A14： 見積単価は補正係数による補正の対象外としています。

Q15： 週休2日制モデル工事の発注方式については、どこに記載されているか？

A15： 仕様書表紙（大要等）または特記仕様書に記載されています。

【完全週休2日について】

Q1： 完全週休2日では、全ての週の土日で現場閉所に取り組むことを原則とし、現場の特性等により別の曜日を選定することができるとしているが、週ごとに曜日を変更することは可能か？

A1： 現場閉所日は、毎週、定常的に取得することが望ましいため、原則として、週ごとに曜日を変更することは不可とします。

ただし、工事の特性から、週ごとに曜日を計画的に変更することは可とし、さらに、住民要望への対応等による曜日の変更は、必要最小限の範囲で可とします。

対象期間において、全ての週で現場閉所日の割合が、28.5%（2日／7日）以上が確保されていれば、完全週休2日を達成したものとみなします。

Q2： 祝日は現場閉所日にカウントしても良いか？

A2： 完全週休2日の要領制定に伴い、祝日は現場閉所日としてカウント可とします。

Q3： 対象期間における土曜日・日曜日の合計日数が0日だった場合の扱いは？ 例）工事完成日が金曜日の場合など

A3： 暦上、土曜日・日曜日が無い週については週休2日が達成しているとみなします。

Q4： 休日を予定していましたが、現場で自然災害が発生し、緊急対応を行った場合は、どのように扱われるか。

A4： 豪雨や地震等の突発的な自然災害の対応に要した期間については、週休2日の対象期間から除外します。

変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示してください。

Q5： 年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間は対象期間に含まないことになっていますが、土日の扱いは？

A5： 年末年始休暇は12月29日から1月3日までの土日を含む6日間、夏季休暇は土日以外の任意の3日間（原則お盆期間）とします。

【現場閉所型について】

Q1：（土木工事の用語）現場着手日及び現場完成日とは具体的にどういった日のことか？

A1： 現場着手日とは、現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入、仮設工事等を開始する日をいいます。

現場完成日とは、現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業がすべて完了する日をいいます。

Q2：（営繕工事の用語）工事着手日及び工事完成日とは具体的にどういった日のことか？

A2： 工事着手日とは、現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等を開始する日をいいます。

工事完成日とは、工事完成図書の作成、現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業がすべて完了する日をいいます。

Q3： 月単位の週休2日における、「暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月」とはなにか？

A3： 当月の対象期間における土曜日・日曜日を現場閉所しても4週8休（28.5%）を達成できない月になります。

なお、上記の様な月については、当月の対象期間における土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行ってれば、4週8休（28.5%）を達成しているとみなします。

Q4： 当月の対象期間における土曜日・日曜日の合計日数が0日だった場合の扱いはどうなるのか？

例）（10月）現場着手日：10月28日（月）

当月の対象期間：4日間

A4： 上記の場合でも4週8休（28.5%）を達成しているとみなします。

Q5： 現場閉所日は、原則として土曜日及び日曜日とするとしているが、週ごとに曜日を変更することは可能か？

A5： 現場閉所日は、毎週、定常的に取得することが望ましいため、原則として、週ごとに曜日を変更することは不可とします。

ただし、工事の特性から、週ごとに曜日を計画的に変更することは可とし、さらに、住民要望への対応等による曜日の変更は、必要最低限の範囲で可とします。

Q6： 祝日に現場作業はしても良いか？

A6： 建設業の働き方改革を推進する観点から、祝日は休日とすることを原則としておりますが、関係機関等との協議などのやむを得ない場合には、現場作業をしていただいて問題ありません。

Q7： 平日、悪天候で現場閉所し、監理技術者等が会社で事務を行った場合の取り扱いは？

A7： 現場閉所日は現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとしているため、会社で事務作業を行った場合は、現場閉所としては扱いません。

Q8： A現場の休工日に、A現場に従事している作業員をB現場に従事させたが、A現場は現場閉所日として取り扱えるか？

A8： A現場とB現場が異なる工事現場の場合、A現場は現場閉所していることから、現場閉所日として扱います。

ただし、A現場とB現場が同じ契約の工事（点在する工事として発注）の場合は、全施工箇所を同日で現場閉所を行うことを基本としていることから、現場閉所として扱いません。（工事ごとにカウントする。）

Q9： 施工機械の点検及びその修理のみを行った日は、現場閉所となるか？

A9： 施工機械の保守のみであれば、現場閉所として扱います。なお、以下についても同様に現場閉所として扱います。

- ・現場巡視やポンプなどの仮設備及び建機の保守点検
- ・コンクリート養生等の品質管理上で最低限必要な作業
- ・作業日以外においても交通誘導警備が必要な場合
- ・その他、監督職員が認めたもの

Q10： 市場単価方式および土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上については、補正係数を乗じた単価を使用することとあるが、補正係数はどこに掲載されているのか？

A10： 県のHPに掲載されております。詳細については、以下をご確認ください。

(リンク先)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/dobokukoujisekkaitankahyou.html>

(掲載箇所)

「週休2日補正に係る単価について」

なお、埼玉県土木積算システムでは、週休2日補正区分に応じた単価が設定されています。

Q11： 仮復旧期間など現場で作業を行わない期間も、現場閉所としてよいのか？

A11： 仮復旧期間や、試掘後に本体工事に着手するまでの期間など、一時的に休工する期間が発生する場合は、週休2日工事の対象期間外として取り扱います。

【交替制について】

Q1： 交替制による休日確保の対象者は？

A1： 施工体制台帳上の元請け・下請けの全ての技術者、技能労働者及び現場代理人を対象としています。建設業法で記載を不要としている建設工事の請負契約に該当しない下請負人（測量業者、資材業者、警備業者、運搬業者等）については対象外となります。

Q2： 休日確保の確認は、当該工事のみでよいのか？

A2： 当該工事のみでの確認となります。当該工事の休日に他工事に従事していたとしても休日として算出可能ですが、本取組の趣旨を踏まえて、技術者、技能労働者及び現場代理人の休日が確保できるよう、十分なお配慮をお願いします。

Q3： 蓮田市建設工事請負契約約款にて、現場代理人は「工事現場に常駐すること」と定められているが、交替で休日を取得できるのか？

A3： 蓮田市建設工事請負契約約款にて、「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。」としています。

また、「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」を適切に運用し、建設業の働き方改革の観点から、現場代理人や技術者の休日が確保できるよう、十分なお配慮をお願いします。

Q4： 監理技術者等が専任の場合は、休日の扱いはどうなるのか？

A4： 専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐を要するものではありません。監理技術者等が休日取得等のため短期間現場を離れることについては、適切に施工できる体制が確保されていると認められる場合には、差し支えありません。

Q5： 休日取得の確認方法は？

A5： 「休日確保状況チェックリスト（様式2）」により確認します。根拠資料として作業日報等の提示を想定されますが、受注者の負担とならないよう留意してください。

Q6： 公共工事設計労務単価（51職種）以外の技術者等を施工体制台帳へ記載することを発注者が指示した場合、確認対象者はどうなるのか？

A6： 必要資料の有無にかかわらず、51職種以外の測量業者などは確認対象となりません。

Q7： 対象者について「従事期間が1週間未満の場合は除く。」とあるが、一人の技能労働者が一度従事した後に期間を空けて再度従事する等、複数の期間に分かれて従事する場合、どのように考えたらよいか。

A7： 施工台帳に記載された労働者が1日でも当該工事に従事した場合、休日確保の確認対象者となりますが、一度の従事期間が1週間未満の場合は対象外となります。

また、一度従事した後、再度従事するまでの期間が一週間に満たない場合、一つの従事期間とみなし、当該工事に従事しない期間は他工事に従事していたとしても休日として算出可能です。

上記の内容が適切でないと考えられる場合は、受発注者間で適切な期間を協議して設定下さい。

<対象者か否かの判定例1>

期間1：3日間従事

期間2：7日間従事

⇒期間1については、従事期間が1週間未満であるため対象外とし、期間2のみ対象とする。

<対象者か否かの判定例2>

期間1：3日間従事

期間2：5日間従事

⇒いずれの期間も1週間未満のため対象外